

熊本地震特例による雇用調整助成金受給可能判定チェックリスト

次の質問にすべてYESの回答であれば、雇用調整助成金の受給可能性が高い企業といえます。熊本労働局 096-312-0086 若しくは顧問・お知り合いの社会保険労務士に相談しましょう。

- ・ 雇用保険の適用事業主である
- ・ 雇用保険の被保険者を休業させている
- ・ 地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業ではない
- ・ 休業の理由が以下のいずれかの経済的理由による
 - イ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない為、事業活動が縮小した
 - ロ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができないため事業活動が縮小した
 - ハ 事業所外のライフライン設備が被害を受けたことにより電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、事業活動が縮小した
 - ニ 自社の店舗に直接的な被害はないが、テナントとして入居している施設が被災し、立ち入り禁止の為、事業活動が縮小した
 - ホ 顧客の被災により、受注が減少したため、事業活動が縮小した
 - ヘ 風評被害により、観光客が減少した。又は、農作物の売上が減少した
 - ト 同一適用事業所内の熊本店が被災（直接的な被害）したことにより、売上げが低下した（注）

（注）雇用保険適用事業所は他県にあるため被災していないが、非該当施設である熊本店が被災（直接的被害）した場合であって、熊本店の売上が適用事業所全体の売上の過半数に満たない場合は、適用事業所全体の売上が低下したことの主要因が地震による被災でない為（間接的な被害）助成対象となります。

- ・ 上記の経済上の理由で、生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 1 か月間の月平均値 が、前年同期に比べ 10%以上減少している事業所である
- ・ 上記の売上等の減少月前 3 ヶ月間の雇用保険被保険者数及び派遣労働者数の平均が、前年同期と比較して、大企業の場合、5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと
- ・ 休業手当の支払が労働基準法第 26 条（休業手当）に違反していない（平均賃金の 6 割以上を支給している）
- ・ 判定基礎期間（賃金締切期間）における対象労働者に係る休業等の実施日の延べ日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の 1/20（大企業の場合は 1/15）以上である
- ・ 労働保険料の未納がない（前年度より前の年度に未納がある場合）
- ・ 助成金の不正受給により 3 年間の不支給措置を受けていない
- ・ 支給申請日の前日から過去 1 年間に労働関係法令の違反により送検処分を受けていない
- ・ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業を行う事業主ではない
- ・ 暴力団関係との関わりのある事業主ではない
- ・ 倒産している事業主ではない

中小企業の範囲

業種	常時雇用する労働者数※	資本金・出資金の基準
小売業（飲食店含む）	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業※	100 人以下	5,000 万円以下
卸売業	100 人以下	1 億円以下
その他の業種 ※	300 人以下	3 億円以下